

## さいたま市告示第1237号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成26年8月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 武蔵浦和駅ビル

所在地 さいたま市南区別所七丁目12番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ジェイアール東日本都市開発

代表者氏名 代表取締役 出口 秀巳

住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更しようとする事項

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数	備考
建物東側機械式駐輪場	62台	第1駐輪場
建物北東側機械式駐輪場	60台	第2駐輪場
建物東側機械式駐輪場	45台	第3駐輪場
建物西側機械式駐輪場	123台	第4駐輪場
計	290台	

(変更後)

位置	収容台数	備考
建物東側機械式駐輪場	137台	第1駐輪場
建物北東側機械式駐輪場	60台	第2駐輪場
建物東側機械式駐輪場	37台	第3駐輪場
建物西側機械式駐輪場	32台	第4駐輪場
建物西側機械式駐輪場	24台	第5駐輪場
計	290台	

(4) 変更する年月日

平成27年4月21日

(5) 変更する理由

施設改良工事に伴い、架台を設置するため

### 2 届出年月日

平成26年8月20日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成26年8月28日から平成27年1月5日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

- (1) さいたま市役所経済局経済部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

- (2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

- (1) 意見書の提出期間

平成26年8月28日から平成27年1月5日まで。

- (2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局経済部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966